

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則の改正概要について

千葉県健康福祉部衛生指導課

1 概要

令和6年6月19日付けで公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和6年法律第53号）による栄養士法（昭和22年法律第245号）の改正に基づき、管理栄養士養成施設の卒業者は、栄養士免許を受けた者でなくとも、管理栄養士国家試験を受けることができることとされた（令和7年4月1日施行）。

これに伴い、令和6年12月27日付けで公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（厚生労働省令第164号）により、「食品衛生法施行規則」（昭和23年厚生省令第23号）が改正され、食品衛生責任者の要件に管理栄養士であることが追加された。

本改正に伴い、「食品衛生法施行細則」（昭和62年千葉県規則第19号）について必要な改正を行った。

2 改正内容

- （1）細則第9条第1項及び第12条に規定する「営業許可申請書・営業届（新規、継続）」の営業施設情報の「資格の種類」に「管栄」の選択肢を追加した。
- （2）細則第13条に規定する「営業許可申請書・営業届（変更）」の営業施設情報の「資格の種類」に「管栄」の選択肢を追加した。
- （3）細則第14条に規定する「営業許可申請書・営業届（廃業）」の営業施設情報の「資格の種類」に「管栄」の選択肢を追加した。

3 施行日

令和7年4月1日